日本労働組合会議事業報告（昭和七年十二月以降）

(1) 第二回執行委員会

昭和八年一月十四、十五ノ両日ニ亘リ東京日本労働総同盟本部ニ於テ、健康保険法改正要項、第十七回国際労働総会派遣労働代表及顧問選出、満鉄支民会問題等ノ問題ヲ協ス

(2) 第二回評議員会

昭和八年一月十五日第二回執行委員会ト同様ノ問題ニツキ同一場所ニ於テ開催

(3) 第十七回国際労働総会労働代表及顧問候補者推薦ノ件

於テ本年度ヨリ日本労働組合会議書記局ニ於テ同会議加盟団体ノ推薦ヲ一括シ社会局ニ提出スルコトニ決シ、之ニ基キ書記局ハ一月二十日労働事務局ニ対シ第二回評議員会ニ於テ決定セル者ヲ候補者トシテ推薦要領ニ依リ提出セリ。労働者ノ候補者ニ対シテハ我政府ハコレヲソノママ代表委員及顧問ニ任命スル筈ニテ二月五日付官報ニテ発表セリ

労働代表委員候補者　日本労働組合総聯合中央執行委員長　阪本孝三郎

同　顧問候補者　交通労働総同盟中央委員　阪口義松

同　同　日本製鉄労働組合聯合会長　[illegible]

(4) 労働代表顧問推薦ニ関シ告数者ノ社会局ニ抗議書提出

一月二十日付ヲ以テ組合会議ヨリ社会局ニ提出セル推薦中、告票数ハ二十六万八千二百十五人ニシテコレヲ主張スベキ所、選ヲ除外セル物アリ、社会局ハ何等ノ理由ヲ示サズシテ又何等ノ理由ヲ示サザリシナリ。組合会議ニ於テ調査セル所二月二十日付官報ニ於テ廿一万四千人ヲ否定セル者アリ、斯ル組合会議ハコノ結果ニ就テ頗ル不満ナリトシ三月二日付ヲ以テ

一、如何ナル根拠ヲ以テ斯ク多数ノ削除ヲナシタルヤ

二、削除数ノ団体別内訳如何

等質問シ其回答ヲ求メタルモ社会局ハ如何ナル理由ナルカ今日ニ至ルモ何等ノ回答ヲ与ヘズ。然シ此文書ニ依ル質問ト前後シテ此同一問題ニツキ社会局ニ抗議セシ所、総会幹部ニ対シテハ社会局当局ハ遺憾ノ意ヲ述ベタルカハ協会ニ於テハ組合会議代表者ト協議スル旨言明セル由ナリ

(5) 健康保険法改正要項陳情

一月十五、開催第二回評議員会ニ於テ採決セル重要項目ニ付テハ松岡、堤也、高山、向坂、菊川忠雄等ノ諸君ヲ改正委員トシ二月十六日社会局長官ヲ訪問シ改正ノ必要及改正ノ理由委員会設置ニツイテハ労働者代表者ヲ任命スベキ事ヲ陳情セリ

(6) 国際労働機関ニ対スル態度決定

満州問題ニ就キ英國ノ我国ノ国際聯盟ヲ脱退スルヤ否ヤトカナリ国際労働機関ニ於テモ我国政府ハ此決意ヲ以テ我国社会ノ一部ニハ国際聯盟ノ脱退ト同時ニ国際労働機関ヨリモ脱退スベシトノ議論カ盛ンニ唱ヘラレ、遂ニ之ヲ[illegible]